

会 議 の 要 旨 (議 事 録)

会議の名称	第31回鳥栖市地域公共交通会議 第31回鳥栖市地域公共交通活性化協議会 合同会議		
開催日時	令和元年11月5日(火) 13:30～	開催場所	市役所3階大会議室
出席者数	27人	傍聴人数	0人
議 題	議案第1号 鳥栖市ミニバス鳥栖地区循環線の運行経路の一部変更について(案) 議案第2号 令和2年度鳥栖市生活交通確保維持改善計画の一部変更について(案) 議案第3号 鳥栖市地域公共交通網形成計画(案)について		
配布資料	議案第1号 鳥栖市ミニバス鳥栖地区循環線の運行経路の一部変更について(案) 議案第2号 令和2年度鳥栖市生活交通確保維持改善計画の一部変更について(案) 議案第3号 鳥栖市地域公共交通網形成計画(案)について		
所 管 課	(課名) 国道・交通対策課 (電話番号) 85-3602		

協 議 （ 議 事 ） 録

議 題	第 31 回鳥栖市地域公共交通会議及び第 31 回鳥栖市地域公共交通活性化協議会 合同会議
日 時	令和元年 11 月 5 日（木）13 時 30 分～14 時 30 分
場 所	3 階大会議室
出席者	<p><委員></p> <p>井上委員、伊佐委員、橋本委員、中島委員（代理：櫻木氏）、高松委員（代理：伊藤氏）、多々良委員、本田委員、大石委員、藤委員、肥山委員、長委員、今村委員、野崎委員、岸川委員、杉野委員（代理：中原氏）、松雪委員、香月委員（代理：坂井氏）、岩永委員（代理：久保氏）、松原委員（代理：高田氏）、三木委員</p> <p><事務局></p> <p>国道・交通対策課 ほか 6 人</p>

《結果》

- 議案第 1 号 鳥栖市ミニバス鳥栖地区循環線の運行経路の一部変更について（案） 【承認】
- 議案第 2 号 令和 2 年度鳥栖市生活交通確保維持改善計画の一部変更について（案） 【承認】
- 議案第 3 号 鳥栖市地域公共交通網形成計画（案）について 【協議継続】

《意見等》

- 委員
- 事務局

（議案第 1 号 鳥栖市ミニバス鳥栖地区循環線の運行経路の一部変更について（案））

（議案第 2 号 令和 2 年度鳥栖市生活交通確保維持改善計画の一部変更について（案））

○休止区間には乗降場所が一切ないのか。

●この区間はフリー乗降区間といって、バス停の設置はないが自由に乗降できる区間となっている。

○休止区間付近の方々は新しいルートまで出てきて乗降することになるのか。

●数百メートル離れる事にはなるが、新しいルート上で乗降していただく。

○ルートを変更することによる利用者の利便性の低下はないと解釈して良いか。

●運行事業者と協議し利用者の状況等も踏まえながらルート変更の検討を行った。極力利用者の方の不便にならないようにということで、こういう設定にしている。また、利用者の方には運行事業者を通して事前にお話をさせていただいている。

○新しいルートもフリー乗降区間なのか。

●新しいルートについてもフリー乗降で考えている。

○鳥栖市民以外の方が、ルートが変わることを知らず困ることはないのか。

●ミニバスは基本的に地域内の交通なので、地域の方のご利用が多い。市外のご利用が全くないわけではないため、今回広報の手段としてホームページ、地区での回覧に加えてミニバスの車内でもお知らせするように考えている。

(議案第3号 鳥栖市地域公共交通網形成計画(案)について)

○前の計画と大きく変わるところはどこか。

●ミニバス運行ルートを分割することによる所要時間の短縮を検討しているところである。

○「交通弱者」の定義は何か。

●昨年度のアンケート調査や今年各8地区に入ってお話を聞かせていただいた中で、ご高齢の方々、特に免許を返納された方の移動手段を確保する必要があるという意見を多く頂いた。また、小学生の中にはバスで通学している生徒もいる。そういった方々を交通弱者と定義している。

○車椅子の方には対応しているのか。

●市内を走る路線バスはワンステップバスであり、車椅子の方も乗降できる。ミニバスも車椅子の方もご利用いただける。

○「目指す将来像」の中に、鳥栖プレミアム・アウトレットなどの主要施設が書き込まれていると分かりやすい。

○事務局からの説明を受けて委員の皆さんの計画に対する理解が進んだと思うので、気づいたことや意見、質問を提出してもらうのはどうか。意見を吸い上げた上で、委員の皆さんの意見をより反映した素案をつくり、次回協議する方がいいと思う。

●委員の皆様のご意見を集約するための用紙を後日お配りする。特に「計画の全体像」の中の「具体的な施策」の部分で、ここをこうしたら良い、こういう事業を実施すると良いなどのご意見を出していただきたい。